

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 25 年 9 月 17 日 (火)	1 上原しのぶ 【一問一答】	1 精神障がい者施策の充実について
	2 吉波 伸治 【一問一答】	1 「安全安心な食の提供を支える有機農業の普及」について
	3 竹内ひろみ 【一問一答】	1 市地域公共交通活性化計画について
	4 山田 弘己 【一問一答】	1 生駒市の水道水について
18 日 (水)	5 塩見 牧子 【一問一答】	1 持続可能なまちづくりについて
	6 成田 智樹 【一問一答】	1 空き家対策について 2 道路橋の老朽化対策・予防保全について
	7 白本 和久 【一問一答】	1 集中豪雨への対応について
	8 樋口 清士 【一問一答】	1 関西文化学術研究都市高山地区第2工区の整備について
	9 角田 晃一 【一問一答】	1 「生駒市スポーツ振興基本計画」等について
19 日 (木)	10 浜田 佳資 【一問一答】	1 高齢化社会への対応における市民力の活用について
	11 下村 晴意 【一問一答】	1 「いじめ防止対策推進法」の制定を受けて
	12 恵比須幹夫 【一問一答】	1 がん検診について 2 廃棄物の収集方法について

平成 25 年 8 月 15 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

上原しのぶ



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 25 年 8 月 28 日
午前 9 時 15 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	精神障がい者施策の充実について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	精神障がい者施策の充実について
質疑・質問の要旨	
地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とすることが地方自治法には明確に規定されています。この精神が地方行政の全ての施策に反映されるべきであることは言うまでもなく、「精神障がい者の施策」についても具体的な施策がより充実されることは当然のことであります。言い換えれば、「障がいのある人を包み込む地域社会づくり」が求められているのではないのでしょうか。この視点から「精神障がい者施策の充実について」具体的に以下の課題に対する市の考え方や今後の方向性について質問いたします。 1、 生駒市内には、精神科のクリニックはありますが、入院施設がなく、緊急的な事態が起きた場合に受け入れてもらえる施設がないと不安であるとの切実な声に応えるために、新設される生駒市立病院の診療科目に精神科を加えることが必要だと考えますが、市はどのようにお考えですか。 2、 精神科以外の医療機関を受診した場合にも身体・知的障がい者の場合と同様に「心身障害者医療費助成制度」を適用してほしいという切実な要望があります。この要望に対し、市はどのように対応されますか。 3、 生活支援センター「コスモールいこま」に、成人の発達障がいに対応できるスタッフを配置する必要性について、市はどのように考えますか。また、精神障がい者の通所施設としてのスタッフの配置基準は1施設当たり2.5人ですが、通所者が増えてきても現状では行き届いたケアが困難であることから、十分なケアができる体制を整えるべきだと考えますが、市はどのように考えますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年8月28日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

吉波伸治



発言通告書

次のとおり通告します。

 平成25年9月2日
 午後0時47分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	「安全安心な食の提供を支える有機農業の普及」について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「安全安心な食の提供を支える有機農業の普及」について
質疑・質問の要旨	
昨年 12 月 5 日に文部科学省が発表した昨年春実施の調査の結果によれば、発達障がいのある公立の小中学校生が、全国で推定 61 万 3 千人もいるといえます。これは全体の 6.5%にあたり、40 人学級であれば 2～3 人在籍している計算になります。このように発達障がいは大きな教育問題となっているものの、その原因についてはまだ科学的には解明されていませんが、発達障がいの原因について積極的に発言されている元東京都医学研究機構参事研究員で脳神経科学者の黒田洋一郎さんは、昨年 11 月 28 日付の西日本新聞によれば次のように訴えています。「科学が証明したときにはもう手遅れだった。水俣病では原因物質が有機水銀であることを、熊本大学の研究チームが突き止めたにもかかわらず、政府が公式に認めたのはその 9 年後。その間も汚染魚が食べ続けられ、患者はさらに増加した。その教訓を無駄にしないよう、発達障がいや子どもの行動異常が増えている日本でも、世界各国の研究者から健康や環境への影響が報告されているネオニコチノイド系農薬などの化学物質について、疑わしきは使わずという「予防原則」を適用すべきだ。」このように、農薬の使用を回避することが望ましく、できるだけ農薬を使用しないで栽培された食物の提供がいのちと健康を守るためには必要です。 また、長野県の旧真田町の元教育長の太塚貢さんは、授業改革等のほかに、地元の休耕田を復活させて地産地消の実現に努め、無農薬・低農薬の米と野菜を作り、それを子ども達に食べさせる等の給食改革を行うことで、非行根絶・学力向上を実現して荒れ果てた学校を建て直しました。このように、健やかな子どもの成長には安全安心な学校給食が必要です。 遺伝子組み換え食品についても、TPPとの関連で日本の食の安全の観点から懸念する意見が以前にも増して強くなっており、それに対処することが必要となってきています。 かかるように今や、安全安心な食の提供とそれをささえる農の育成が強く求められています。なお、安全安心な食とは、有機農業でつくられた農産物のこととします。有機農業とは、06(H18)年 12 月に施行された「有機農業の推進に関する法律」の定義では「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」のことです。 全国的にも、食や農の有機化を促進する自治体が増えてきている中、本市においても、それを行うべきと考え、以下のように質問いたします。	
質問	
(1) 今年 4 月に、「遊休農地の活用」「地産地消の推進」「新規就農者支援」「人に優しい農業の推進」「市民とともに育む農のあるまちづくり」の 5 つを基本目標とする「生駒市農業ビジョン」（以下、「農業ビジョン」といいます）が策定されました。農業ビジョンは、その目標が実現すれば、生駒市をして「都市部における農地と農業の復権と再生」のモデルを全国に提供できる先進的自治体とならしめる画期的なものであります。農業ビジョンは 10(H22)年 3 月議会で可決・成立した「第 5 次生駒市総合計画」の大綱のひとつである「地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち」の中の目指す姿の実現を目指して策定されたとのことですが、農業ビジョンが策定されるに至った事情をお教えてください。（なお、質問の趣旨は、市が農業の復権と再生についていかにどの問題意識をもっておられるかを確認することです。）	

(2) 画期的な農業ビジョンを「絵に描いた餅」にしてはなりません。「食と農の安全化」について質問する今回は、その5つの基本目標のうち「人に優しい農業の推進」についてお尋ねします。農業ビジョンによれば「人に優しい農業の推進」とは「有機農業普及啓発」「エコファーマーの登録の推進」「減農薬の推進」のことですが、これらを進める具体的な施策をお教えてください。

(3) 「有機農業の推進に関する法律」は、地方公共団体は「有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と前置きして、地方公共団体のやるべきことを次のように定めています。

①「農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。」

②「有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。」

③「有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」

④「有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。」

⑤「有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。」

⑥「有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。」

⑦「国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。」

これらのやるべきことを果たすため、どのようなことをされてきましたか。また、これからされようとしていますか。

(4) 学校給食において、生駒市の類似団体たる東京都武蔵野市では「有機栽培の米・野菜」、東京都港区では「減農薬・減化学肥料の米・野菜」を使用するようにしています。これらの使用について、市はどのように考えますか。

(5) 東京都武蔵野市では学校給食において「自家配合飼料(非遺伝子組み換えの飼料)の鶏の卵」「国内産小麦粉(非遺伝子組み換えの小麦粉)の麺」を使用するようにしています。これらの使用について、市はどのように考えますか。

(6) 有機農業の普及に必要なものは、有機農業者(エコファーマーや有機農業実践者や有機農業実践希望者)の増加、有機農業技術の普及、有機農産物の販路確保、の3つと考えます。有機農業者が自治体と協働し、農業関係者と連携し、国の支援(補助金交付)を得て、新規有機農業者増加・有機農業技術普及・有機農産物販路確保、を実現していく手法に、各地で展開されている「有機農業(推進)協議会(若干名称が異なっているものもあるようです)」があります。生駒市においても、来年度に国が有機農業推進・有機農業供給力拡大のための補助金事業を公募するのを見越して、その事業実施主体である「有機農業(推進)協議会」を今年度中に立ち上げることを提案したいと思いますが、いかがですか。

(以上)

平成25年 9月 2日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

竹内ひろみ



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 9月 2日
午後 0 時 55 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	市地域公共交通活性化計画について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	市地域公共交通活性化計画について
質疑・質問の要旨	
市は、平成21年度より、市地域公共交通活性化の検討を進め、平成23年3月、市地域公共交通総合連携計画を策定しました。そして、具体的施策として、コミュニティバスの拡充が図られ、平成23年4月に従来の光陽台線が路線拡張され、また同年10月には新規に2路線（門前線、西畑・有里線）の実証運行が開始されました。実証運行は2年間とされ、本年9月末で実証期間が終了しその結果が検証されることになっています。また、その結果を受けて、さらに他の地域の運行が検討されることになっています。	
3路線に拡張されたコミュニティバスは、地域の公共交通サービスとして定着し、地域住民の方々から大変喜ばれています。このような公共交通サービスは、高齢化が進むと共にその必要性がますます増えていくことは確実で、一層の拡充が求められています。	
そこで以下の質問をします。	
1. コミュニティバスの実証運行について	
(1) 実証運行の結果について 本年6月5日に開かれた市地域公共交通活性化協議会で、平成23年10月17日の運行開始から平成25年3月までの、2路線の実証運行の実績が報告されています。それによれば、採算性については、平成24年度末の時点で、運行経常経費にしめる市の負担が50%を下回っており、本格運行に移行する条件は満たしているということです。その内、西畑・有里線については国庫補助金収入があり、条件を満たすことができます。9月末の実証運行終了時には最終的に市の負担割合はどのようにになると予想されますか？	
(2) 実証運行の検証について a) 採算性以外に、どのような点について検証されていますか？	

b) どのような方法で検証されていますか？

(3) 他地域への路線拡張計画について

市の計画によれば、平成22年の計画からほぼ5年後（平成27年度）に路線拡張する地域として8地域、ほぼ10年後の予定地域として1地域があげられています。平成27年度に路線拡張予定地域の実証運行の計画はどうなっていますか？

2. デマンド型乗り合いタクシーについて

市の地域公共交通総合連携計画では、コミュニティバス以外の公共交通サービスのメニューとしてデマンド型乗り合いタクシーもあげられています。

本市は、道路が狭く急勾配で小型のコミュニティバスも通れない地域や、市中の平地でも、道路が狭くコミュニティバスの導入が困難な地域も多くあります。こういうところに住んでおられる方々は、高齢化と共に、日々の買い物や通院などが困難になっています。このような地域には、公共交通サービスとして、デマンド型乗り合いタクシーが有効と考えられます。これは、ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗り合い・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスで、交通弱者の移動手段を確保するため、交通不便地域に対して導入する自治体が増えつつあるといわれています。市は、このようなサービスを提供する計画は検討しておられますか？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年9月5日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

山田弘己



発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年9月5日
午後1時5分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の水道水について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の水道水について
質疑・質問の要旨	
○我が国では、水道水について水道法第22条に基づく水道法施行規則（昭32年厚生労働省令第45号）第17条3号において、基本的に給水栓（蛇口）における水が残留塩素を0.1mg/L以上保持するように塩素消毒を実施することと規定されており、これを踏まえて飲料水としての水が各自治体より供給されています。 ○しかしながら、同法施行規則には水道水に注入された残留塩素の下限は、0.1mg/Lと規定されていても、上限についての規定はありません。飲料水としての水道水には健康面等安全性の観点からも塩素化合物の注入量は最小限に留めることが必要であり、経済的側面からも少ない塩素注入量で対応することが必須と考えます。 ○生駒市で供給される水道水は、いわゆる自己水（水源：市内井戸水）と奈良県営水道水（水源：吉野川および宇陀川）から成り立っています。 ○一般的に井戸水のような自然水には、アンモニアやその化合物をはじめとする他の不純物が多く含まれていることから、適切な水源の選択が求められ、その水源を保全し、上記の不純物を混入させない取組や環境を構築していくことが大切と言えます。 ○一方、奈良県営水道で浄水される水道水は、奈良県下24の市町村に対して供給されることから、その送水ルートが広範囲となるため、結果として本市の自己水より、残留塩素濃度が高くなっており、これを低減する対応が必要と考慮します。 ○以上を踏まえ、生駒市から供給される水道水について、安全性及び経済的側面等から以下のとおり、質問いたします。	

【質問事項】

(1) <安全性の確認>

水道法における残留塩素は0.1mg/L以上と下限は規定されている中で、厚生労働省の「おいしい水研究会」の報告では、おいしい水の要件として残留塩素を0.4mg/L以下と規定しています。

実際、本市で最終的に蛇口から排出されている水道水の残留塩素の量範囲は、どのようなものであり、地域によりその量（濃度）格差はどれ位ありますか？

(2) <本市自己水＝井戸水>

深層地下水である井戸水は、市内22の地点で汲み上げられ、浄水場で水道水に処理されていますが、井戸水は自然水でもあり、その供給量は無限ではないと解される背景で、井戸水からの取水量については今後、どのような状況を想定していますか？

(3) <奈良県営水道水>

本市では、水道水の市民への供給量のすべてを自己水では賄えないため、本市で利用する量の概ね65%を奈良県営水道から購入し、自己水と合わせて各家庭へ供給していますが、この奈良県営水道から本市への今後の受水割合の見込みはどのように考えていますか？

(4) <経済的側面>

本市の奈良県営水道水の購入単価は、年間の供給量に応じて設定され、一定の供給量までは約130円/㎥と聞いておりますが、これと比較して、本市の自己水の製造単価とその評価についてはどのようにお考えですか？

(5) <谷田浄水場の廃止とその影響>

昭和53年から稼働の谷田浄水場は、平成28年度頃に廃止が予定されていますが、この廃止理由と廃止に伴う浄水供給補完策は、なにがありますか？

以上

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年 9月 5日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 9月 5日
午後4時24分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	持続可能なまちづくりについて	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	持続可能なまちづくりについて
質疑・質問の要旨	
第 5 次総合計画後期基本計画の人口フレームによれば、本市の高齢化率は平成 43 年には現在の約 1.5 倍になると見込まれており、高齢者福祉施策経費は同年には 38.6 億円にまで膨らむ見込みである。（平成 12 年度から平成 24 年度までの高齢者一人当たりの福祉施策費平均値に推定高齢者人口を掛けて算出）また、インフラや施設、プラント更新等のハード整備費用も今後、大幅な増大が予想される。 一方、生産年齢人口は減少し、それに伴い、特に市税全体における個人市民税比率の高い本市では税収も減少していくと予測される。 本市ではこれまでも医療費適正化や介護予防施策によって医療福祉施策費縮減に取り組み、施設等の更新についても施設白書作成を検討し更新費用の平準化を図ると表明しているが、これらの施策も高齢化社会においては「焼け石に水」の状態である。財源確保も行政改革による経費節減だけでは限界があり、積極的に「入り」をはかる施策を講じることが急務と考える。 1. 本市の税収増のための次の施策それぞれについての市の考えを問う。 ・ 企業誘致について ・ 入札制度を含む市内既存の企業の育成について ・ 起業支援について 2. その他、市が考えている税収増に向けての施策があればお答えいただきたい。 また、これからの高齢化社会に向けて、介護職員など福祉の担い手、支え手の確保が必要であるが、公益財団法人介護労働安定センターによる介護労働実態調査によると、平成 24 年度（平成 23 年 10 月～平成 24 年 9 月）の介護労働者離職率は 17.0%（前年度比マイナス 0.9 ポイント）、介護労働採用率は 23.3%（前年度比プラス 2.3 ポイント）という状況で、需要は高まる一方であるにもかかわらず厳しい労働環境と低賃金で長続きしない現状が見てとれる。 3. 今後、市としても本市の福祉の担い手、支え手を確保するための施策を講じることが不可欠であると考えているが、市はどのようにお考えか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年9月5日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年 9月 5日
午後4時 55分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> ・ <u>一括質問方式</u> ・ <u>一問一答方式</u> ・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	空き家対策について
2	道路橋の老朽化対策・予防保全について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	空き家対策について
質疑・質問の要旨	
市民の安全安心のまちづくりの推進に寄与することを目的として、「生駒市空き家等の適正管理に関する条例」が7月に施行されました。 条例では、危険な状態であると認められた空き家の所有者等に対して、必要な措置を講じるよう市が指導、勧告及び命令を行い、命令を受けたにもかかわらず対処しない場合に所有者の氏名等を公表すること、また、命令に対する不履行を放置することが、著しく公益に反すると認められる場合には、行政代執行を行うことができることなどが明記されています。本条例施行により、適正に管理されていない空き家、特に倒壊のおそれがあり、近隣地域に悪影響を及ぼしかねない空き家への適切かつ迅速な対応が期待される場所です。 一方、解体、撤去だけではなく、空き家の再生や利活用のための施策を積極的に推進・実施している自治体があります。本市は将来的には人口の減少が予測されるものの、現在のところ増加傾向にあり、市長の目指す「関西一魅力的な住宅都市」の実現にも係る、空き家対策について以下のとおり質問します。 1 市の『空き家・空き地対策に関する意見取りまとめ報告書』によると、昨年6月時点で老朽空き家は82件、そのうち倒壊の可能性がある危険な空き家は7件とのことだが、条例施行により状況は変化したか、また、それらへの対応は進展しているのか。その他、条例施行により期待された効果は確認できているのか。 2 空き家の再生や利活用に関する施策は実施または検討されているのか。 3 空き家対策として、各自治体で実施及び検討されている以下の施策について、導入は検討しているか。また、その他の施策はあるか。 ① 課税制度の優遇 ② 新婚世帯への家賃補助、転入者への特典付与等の支援 ③ 介護保険の住宅改修費及び福祉用具購入費の受領委任払い制度の導入	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	道路橋の老朽化対策・予防保全について
質疑・質問の要旨	
日本の道路橋は、昭和30年代に始まる高度経済成長期を中心にして大量に建設され、我が国の経済成長と国民生活の向上に大きな役割を果たしてきました。これらの道路橋は間もなく建設後40～50年が経過することとなり、年々損傷箇所が多発するなど、急速に老朽化が進んでいます。一方、「いつ起きてもおかしくない」と指摘される南海トラフ巨大地震、首都直下地震に対しては国を挙げての万全な対策が急務であり、自公政権は、昨年度の補正予算と本年度予算を合わせた、いわゆる15カ月予算により道路橋を含むインフラの総点検、補修及び更新を強く推し進めています。 本年7月、国土交通省は、都道府県や市区町村などが管理する長さ15メートル以上の道路橋14万3,763カ所を対象に、点検や補修の状況に関する調査結果を公表いたしました。調査によると、各自治体が補修を必要と判断した橋は6万8,800カ所で、このうち、補修が済んでいるのは本年4月現在、1万42カ所（約15％）にとどまり、残り5万8,758カ所（約85％）の補修には着手できていません。また、老朽化などにより通行が規制されている橋は1,381カ所と、昨年と比較して増加しており、その半数が築後50年以上経過しています。 生駒市内には、293の橋があり、そのうち本市で250橋を管理し、現在、橋梁長寿命化修繕計画策定業務及び橋梁耐震化事業に取り組んでいるとのことですが、それら事業について、以下のとおり質問いたします。 1 橋梁長寿命化修繕計画策定業務の対象47橋及び橋梁耐震化事業対象の3橋について、どのような基準に基づき事業対象としたのか。 2 事後保全を予防保全へと転換した場合のコスト削減効果及びメリットは何か。 3 国はすべての施設の総点検を実施する方針とのことだが、市において、今回の対象以外の橋梁についての点検、修繕計画の策定は実施されるのか。 4 緊急輸送道路上の道路橋が対象とのことだが、当該道路の点検、補修の計画はあるか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年9月6日

生駒市議会議長

中谷尚敬 殿

生駒市議会議員

白本和久 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年9月6日
午前10時15分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	集中豪雨への対応について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	集中豪雨への対応について
質疑・質問の要旨	
今年の夏は猛暑でしたが、全国的には天候不順で、少し前まで、毎日のように、局地的な豪雨による被害が報道されていました。 このような自然災害を見たとき、備えあれば憂いなしという故事がありますが、生駒市の自然災害に対する備えはどのような状況であるのか、生駒市における集中豪雨の対応についてお伺いします。昨年8月14日早朝の100ミリを超えた集中豪雨への対応のその後についての質問です。 集中豪雨を含め全ての災害に対して、消防部門のように365日24時間の勤務体制を実施していない行政が、万全の即応体制を維持するのは、なかなか難しいと認識しております。 しかし、被害を最小限に食い止めるには、即応できる最低限の体制を確立しておくことが必要であると思います。 昨年の集中豪雨の時は、建設部管理職、危機管理課が中心となって対応されましたが、被害状況の把握が十分でなかったことを昨年の9月定例会における一般質問で指摘させていただきました。 昨年の集中豪雨は、幸いなことに重大な被害には至りませんでした、もし、重大な被害になる恐れにある箇所、又、被害が拡大する恐れのある箇所が発生しているのにもかかわらず、行政が把握できていなければ大きな問題です。 昨年の災害を教訓、課題として今後どのように対応していくかが大切であると思いますが、今年度の水防計画・災害計画は、昨年の災害を踏まえどう変更されましたか。 また、災害訓練はどのように実施されていますか。これらの計画が、机上だけのものとならないように、最低年一回程度のより実践的な訓練が必要と考えますが市はどのように考えていますか。 文部科学省・気象庁・環境省が、日本の温暖化の観測・予測・影響評価に関する統合レポート「日本の気候変動とその影響」において、数値的な分析で年々集中豪雨が増加していることを指摘しています。	

分析で年々集中豪雨が増加していることを指摘しています。

市は、「水防計画に、集中豪雨に特化した項目を記載することは現在考えていない、農林部局との連携、県との情報交換などの強化の見直しが必要であると考えている。」と前回の一般質問で回答されていますが、集中豪雨は、台風などのように一定状況を把握しながら対応できるものとは異にすると私は捉えていますので、やはり特化した項目は、必要だと思いますが市はどう考えられますか。

必要がないと考えておられる場合は、農林部局との連携、県との情報交換などの強化の見直しはどのようにされましたか。

去年は、幸いなことに実質的な避難勧告、避難指示には至りませんでした。が、そのような状況が発生した場合は、「避難基準を作成したので、これによって対応していく」と回答されましたが、高齢者を含め社会的弱者についての把握、また対応が十分整備できていますか。

生駒市では、これまで大きな災害を被っていないこともあり、災害に対する意識が希薄ではないかと思えます。

全て行政まかせ、また、責任にするのではなく、時々テレビなどで、住民自らが状況判断して自主避難を行ったと報道されますが、住民が自分の身は自分で守る意識をもって災害に対して対応していただく必要がある場合も発生すると思いますが、市民啓発はどのようにされていますか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年9月6日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋 口 清 士



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 9 月 6 日
午後 0 時 5 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	関西文化学術研究都市高山地区第2工区の整備について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番 号	質疑 ・ 質問事項
/	関西文化学術研究都市高山地区第2工区の整備について
質疑・質問の要旨	
平成 24 年 2 月に市長は、リニア中央新幹線の新駅の誘致に向けて調査検討を行っていくことを宣言された。このことを受けて、議会は平成 24 年 3 月定例会において、リニア中央新幹線中間駅を関西文化学術研究都市高山地区第 2 工区に設置することを求める決議を採択し、同趣旨の意見書を提出した。 また、同定例会において、関連予算を可決し、調査及び誘致活動が開始され、今年 7 月に、調査の結果を踏まえた P R パンフレットが作成され、その中でリニア誘致に伴う高山第 2 工区の整備イメージ図が示されたところである。 過去の市長の発言を整理すると、市の高山第 2 工区に対する認識は以下のようである。 ・ 高山第 2 工区の土地利用は生駒市にとって重要な課題であり、その計画的な整備は活力あるまちづくりのみならず当地区の自然保全という観点からも必要である。 ・ 開発しない場合も現在のまま放置できるわけではないが、当地区全体の自然を適正に保全するには多大な財源とマンパワーが必要となり、容易に実施できない。 ・ 高山第 2 工区の整備に際しては、最大の地権者である U R と、都市計画やインフラ整備に対しての権限と役割を有する奈良県、生駒市とが意見の合意を見なければ推進は困難である。 ・ 現時点で、リニア新駅を中心としたまちづくり以外にアイデアがないため、新駅設置を前提としない整備を進めるつもりはない。将来においてリニアに代わる良いアイデアがあれば、それは検討するが、今はこれに努力を傾けているので、代替案は考えていない。 リニア新駅の位置が決定する時期まで、当地区を現状のまま放置しておいてよいはずはなく、現段階で決められること、できることを着実に実施し、その時に備えることが必要と考える。そこで、学研高山第 2 工区の整備に関し以下の点について伺います。 ● リニア新駅の位置が決定するまでの間、どのような取り組みを行う予定か。 ● 高山第 2 工区整備に際して、事業主体をどのように想定しているのか。 ● U R が 2018 年に財産処分を完了することを前提として、事業の進め方をどのように想定しているのか。 ● 今後、リニア新駅が当地区に設置されない場合の取り組み方を検討する予定はあるのか。	

平成25年9月6日

生駒市議会議長

中谷尚敬 殿

生駒市議会議員

角田晃一



発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年9月6日
午後2時30分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑・○一般質問(一括質問方式・○一問一答方式)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	「生駒市スポーツ振興基本計画」等について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「生駒市スポーツ振興基本計画」等について
質疑・質問の要旨	
平成13年制定の「生駒市民憲章」の4番目にスポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。と謳われています。12年前から当市ではスポーツを通じて活力あるまちをつくりたいとの市民の思いがあったと考えられます。一方国においては昭和36年にスポーツ振興法が定められ、一部のトップアスリートに限らず、一般大衆へのスポーツの普及・振興が本格的に進められることになりました。平成12年に国において「スポーツ振興基本計画」が策定され、「地域での青少年の健全育成」や「スポーツを通じての住民交流」等を実現する為の具体的目標の一つに『できる限り早期に、成人の週一回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50パーセント）となることを目指す』を掲げています。その目標が生駒市が平成23年3月に策定した「生駒市スポーツ振興基本計画」にある「目標事業量」8項目の一番目に書かれています。この「目標事業量」の達成状況については後ほど質問を致します。 この「生駒市スポーツ振興基本計画」は平成21年3月に実施された「スポーツに関する市民意識調査」の結果に基づいて策定されました。	
先ず「スポーツに関する市民意識調査」の結果についてお伺いします。3つあります。 質問1. 公共スポーツ施設についての満足度についてやや不満が満足を上回っている。この結果についてどう考えていますか。 質問2. 市・市教育委員会主催のスポーツ大会・教室についてあることを知っている人が43.8%にとどまっており、特に20歳代は22.9%と最も低くなっている。このことについてどう考えていますか。 質問3. 「身近で利用できるよう施設数の増加を希望する」が42%となっていますが、どう受け止めておられますか。	
次に「生駒市スポーツ振興基本計画」について2つお伺いします。 質問1. 同計画の計画策定の趣旨の中で「スポーツを通じた地域づくり、まちの活性化に努める必要があります」と書かれていますが、具体的にご説明下さい。 質問2. 先ほども申しましたが目標事業量の平成24年度末の達成状況を項目毎に教えて下さい。また、その状況をどう評価し、どう対応されていくのか教えてください。 ①週に一回以上運動・スポーツを行う成人の割合を平成21年度の40.8%から平成32年度に50%にする。②市内各種スポーツイベントの参加者数を平成21年度17,292人から平成32年度21,000人にする。③総合型地域スポーツクラブの数を平成21年度0クラブから平成32年度3クラブにする。④公共スポーツ施設利用人数（延べ人数）を平成21年度513,716人から平成32年度720,000人	

にする。⑤生駒市独自のニュースポーツの数を平成21年度0競技から平成32年度3競技にする。⑥スポーツリーダーバンク登録者数を平成21年度0人から平成32年度30人にする。⑦体育の授業以外で週に一回以上運動・スポーツを行う子ども（小学生）の割合を平成21年度64.2%を平成32年度80%にする。⑧スポーツ少年団の登録団体数を平成21年度9団体から平成32年度15団体にする。

次ですが、本年度から「総合型地域スポーツクラブ」啓発活動事業が始まっていますが、その「総合型地域スポーツクラブ」については、文科省が平成7年度から「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」を開始し、21世紀における明るく豊かで活力のある社会を目指して平成12年に国の「スポーツ振興基本計画」を作ったことは先ほど申し上げた通りです。そこで質問ですが3つあります。

質問1. この「総合型地域スポーツクラブ」今なぜ生駒市に必要と考えられたのでしょうか。

質問2. 平成17年の資料ですが都道府県別「総合型地域スポーツクラブの育成状況」によりますと奈良県は全国ランキングで下から5番目で12クラブ。兵庫県は832クラブで全国的にも突出しています。奈良県と兵庫県の間で何故こんなに差があるとお考えでしょうか。

質問3. この「総合型地域スポーツクラブ」はこれまでの行政依存・他者依存的な考えや閉ざされたスポーツシステムを見直し、地域が一体となってスポーツの自立したシステムを作り出す、その具現化したものであると言われていますが、どう考えておられますか。

最後に「生駒市民間スポーツ施設利用検討懇話会」の資料に関連した質問を行います。2つあります。

質問1. 体育施設の利用状況について

飽和状態との説明があるが、利用状況にはばらつきがあるのではないかと。普通50%以下は余り利用されていないと考えるが市はどのように考えておられますか。

質問2. 主催事業の参加状況について

過去5年間の参加者は増減、横ばいと事業によりばらつきがある。横ばい、減少している事業についてどう考えておられますか。

平成25年 9月 6日

生駒市議会 議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会 議員

淡田 佳資 印

発言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 9月 6日
午後 2 時 50 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	高齢化社会への対応における市民力の活用について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

11
平成25年 9月 6日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

下村 晴意印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 9月 6日
午後2時54分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	「いじめ防止対策推進法」の制定を受けて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「いじめ防止対策推進法」の制定を受けて
質疑・質問の要旨	
いじめ対策のための法律として「いじめ対策推進法」が、本年(2013年)6月28日成立し、同28日に公布され、9月28日に施行することになっています。 文部科学省からは公布についての通知が都道府県教育委員会に発信され、各学校においては、いじめ防止対策についての更なる取り組みが重要になっています。又、この法律の趣旨を児童生徒や保護者に向けて学校から発信することも「いじめ防止対策」として重要になっています。 同法では、法の目的、いじめの定義、国や自治体、教育委員会、学校、保護者、その他の関係者が取り組むべき「対策」について規定しています。 「いじめ防止対策推進法」の制定の理由としては、いじめは児童生徒等の尊厳を侵すばかりではなく、教育環境を損ない、教育を受けて健全に生育する権利を害する事から禁止すべきであるとしています。いじめの定義としては、相手の心身に苦痛を与えたり損失させたりする行為・行動であり、さらにインターネットなど直接に対面のない場合も含むとしています。 この法律における「いじめ対策」とは、いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処し、その適切な解決を図るための様々な取り組みであるとしています。 なお第4条では「いじめ対策」の基本理念を示していますが、まず、いじめはいずれの学校、いずれの児童生徒にも起こり得る事を踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とし、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速且つ適切に対処する事を求めています。次いで日常の教育活動においては、児童生徒の情操、道徳心、規範意識を養い、自尊心を育むこと、いじめを受けた児童生徒の生命の保護、心身への影響からの回復を図ることなど7項目をあげています。	

学校等のいじめ対策が、児童生徒にとって認識しやすく、主体的に出来るものとするとの指摘は、これまでの学校の対策では十分に考慮されていない点として考慮すべきであると考えます。

さらに、国の責務、財政的措置、基本計画の作成、各教育委員会には地域の実態を考慮した「いじめ対策基本方針」を策定することを求められています。学校は、その計画を参考にして、「いじめ対策基本方針」を策定する事になっています。

学校における具体的な取り組みとしては、豊かな情操と道徳心の育成、人権尊重の精神の滋養を図る教育活動の充実など、いじめが起こりにくい学校の環境の整備と共に、生徒指導の組織的な展開を可能とする体制の整備などをあげられています。

法律の規定には、いじめ問題への対応として、これまでも学校として取り組んでいることもあります。新たな法律の制定を機に、これまでの教育活動、教育環境、指導体制などの見直しが学校運営の改善充実にとって必要になってきます。国や教育委員会からの指示を待つことなく、新しい法律に対して積極的に取り組む学校の姿勢が重要視されます。とともに生駒市として「いじめ」を許さない、「いじめ」をさせない、本気な取り組みが、児童生徒を守ることに必要であると考えます。以上のことをふまえ質問致します。

- 1、「いじめ防止対策推進法」が公布され、施行されるにあたり各学校に通知及び指導をされたのかお聞かせください。
- 2、推進法 第十二条 基本的な方針「地方いじめ防止基本法」を定めるよう努めるものとする。とありますが策定されるのかお聞かせください
- 3、学校は、すべての教育活動を通じて、いじめ防止につながるような、道徳教育や心を豊かにする教育が求められますが、現在、取り組まれていること、今後、取り組みを実施されること、お聞かせください。
- 4、いじめの早期発見のため、実施されておられることとお聞かせください。
- 5、推進法 第十八条 （いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）について考えをお聞かせください。

6、インターネットを通じて行われるいじめについて、現在の状況をお聞かせください。

7、いじめ防止等に関する措置について、考えをお聞かせください。

8、いじめ防止対策には、啓発活動が重要だと考えますが、取り組みについてお聞かせください。

平成25年9月6日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年9月6日
午後2時55分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	がん検診について
2	廃棄物の収集方法について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	がん検診について
質疑・質問の要旨	
厚生労働省のデータによると、平成19年のわが国の年間死亡者数は110万8334人で、このうち、33万6468人の方が、がんにより亡なっておられ、「日本人の3人に1人が、がんで死亡している」とも言われています。この状況を受け、平成19年4月に「がん対策基本法」が施行。次いで同年6月、「がん対策推進基本計画」が策定され、国をあげての対策がスタートしました。 同計画の柱の一つとして、がんの予防と早期発見が掲げられています。中でも、早期発見の拡大については「がん検診」の実施と、受診推進の在り方に少なからず左右されます。 その観点から以下の質問をさせていただきます。 (1) 平成24年度における、各がん検診の受診率に対する分析、評価をお聞かせ下さい。 (2) がん検診の受診率向上へ向けた現状の取組み、目標数値設定の根拠、今後の方策についてお聞かせ下さい。 (3) 厚生労働省の調査によると、近年死亡数が増加しているとされる前立腺がんの検診(P S A検査)は、全国の市区町村の内、64%が実施しています。奈良県でも5市町村で実施されています。前立腺がん検診は、現状で他の有効な検診方法がないと考えられる中、国の指針外であるものの、市民の健康・生命を守るという観点から、本市でも実施を検討する価値があると考えます。見解をお聞かせ下さい (4) 胃がん検診について、従来のバリウム検査に比べ身体的・経済的負担が小さいとされる「胃がんリスク検診」の導入が各地の自治体で進められつつあります。胃がん検診の受診率向上を目指しバリウム検査と選択できる形で、本市でも実施を検討してはと考えます。見解をお聞かせ下さい。	

番号	質疑 ・ 質問事項
2	廃棄物の収集方法について
質疑・質問の要旨	
現在、本市において廃棄物・資源ごみの収集は、大型ごみ・燃えないごみの収集および、高齢者や障がい者の方を対象としたごみ収集福祉サービス「まごころ収集」などを除くと、決められたごみ集積所に廃棄物・資源ごみを出して収集する方式が採用されています。しかし、ごみ集積所ではカラスによるごみ散乱被害、ごみ出しマナーの悪さによるトラブルなどが絶えず発生し、各地域の課題となっています。また、ごみ集積所への不法投棄も多々報告されています。	
そのような状況を踏まえ、以下の点についてお聞きします。	
(1) 現状、「大型ごみ 燃えないごみ」は、電話申し込みにより戸別収集されています。集積所収集と比べ、改善した点と課題点についてお聞かせ下さい。	
(2) 燃えるごみは、ごみ集積所に排出する方式で収集されていますが、一部の地域では、戸別収集も実施されています。その経緯についてお聞かせ下さい。	
(3) 東京都や大阪府の各市では、戸別収集の実施率が高くなっています。戸別収集は「分別を含めたごみ出しマナーの向上」「ごみ出しに関する責任の明確化」「高齢者の方がごみ出しをし易い」などの利点があります。また、各戸の対応となりますが、カラス被害による、ごみの散乱抑制効果も期待できます。将来的な市民サービス向上の観点から、本市でも戸別収集の導入を検討してはと考えますが、見解をお聞かせ下さい。	